

第8回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年10月4日(金) 午後2時00分～午後2時40分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
6番 山中讓、5番 濱口佳史、7番 金子孝子、9番 松本昌子、
10番 敷地智也、11番 酒井幸男、12番 福留康弘、13番 ハジィフ泉、
14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】**(1人) 8番 伊芸精一
【推進委員】(1人) 4番 宮川建作

5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第1号 非農地証明について (2件)

議案第2号 形状変更に関する届出の報告ということについて (2件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画の決定について

議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは、10月の定例会を始めたいと思います。

昨日は、高知地方で大雨になり、また野市の方では竜巻の被害がありました。幸いにも黒潮町の方は大きな被害がなかったようでございますが、災害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは早速、定例会を始めたいと思います。

今日の欠席者は、伊芸精一さんと宮川健作さんが欠席ということでございますが、成立をしておりますので早速始めたいと思います。

議事録署名人に小谷健児君と藤田清子さんをお願いしたいと思います。

それでは議案第1号、非農地証明願について2件出ておりますが、1番目、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の議案第1号、1ページをご覧ください。

1号、非農地証明が2件、今回出されております。

番号1番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地につきましては、黒潮町上田の口字森1159番3、畑37㎡。

理由としましては、昭和60年に農地転用、墓地として許可後、墓地を建設せず、現在は原野となっているということです。

資料は2ページ以降をご覧ください。

位置図の航空写真、いつものように表してもらっていますが、上田ノ口地区を西大方のくろしお鉄道の駅から西へ四万十市方面に行くと、進行方向左手の小高い山の中でちょっと国道からは見えませんが、そちらの方になっております。

3ページが住宅地図です。

続きまして4ページが、航空写真での拡大となっております。面積37㎡となっております。その航空写真に見ていただくようにほぼ現状は変わっておりませんので、周り、もう本当にドーナツみたいな形で真ん中にお墓が立っていない土地が残っている状況となっております。

5ページが公図となっており、最後の6ページが現況の写真になります。周辺は墓地が建設されており、もう真ん中にわずかな土地が残ったままとなっております。

この土地に関しましては、農用地区域外でございます。利用権は当然ございません。また、こちらの方の土地につきましては、黒潮町の固定資産の税の評価等の地目に関しても墓地となっております。

農業委員会の方の農地台帳のシステムでも現況が墓地という登録になっておりまして、ただ登記上、畑として残っております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方で説明がございましたが、担当委員長さんの方で何かあればお

願います。

〇〇委員 この間上に上がってみましたけど、もうほとんどこの辺は墓地で、何にも問題は無いと思います。

議長 〇〇さんの方からも、もう写真でも見る限り問題は無いということですが、何かこの件について意見ある方、質疑、お願いします。

ないですか。

(意見等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願の1番につきましては承認をされました。

続きまして、非農地証明願2番、お願いします。

事務局 それでは、引き続き1ページへお戻りください。非農地証明2件目に説明をさせていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町加持字カクレサコ 2851 番、畑 52 m²。続きまして、黒潮町加持字カクレサコ 4264 番口、畑 160 m²。

理由としましては、50 年以上前に耕作放棄し、現在は山林となっているということです。

資料は7ページ以降をご覧ください。

7ページをご覧くださいますと加持本村の航空写真の位置図を置いておりますが、以前から何か所か非農地証明が出てきた所の近くになります。

8ページの住宅地図の方を見enいただきますと、県道大方線から蛸瀬川の河川を渡りまして、町道の橋を渡りすぐ真上の山の中となっております。9ページをご覧くださいとおり、もう山の中に昔畑があったであろうという所となっております。

10ページ、公図となっております。2筆並んでおります。

最後の11ページが現状の写真ですが、現在この山の中まで入っていくことができませんでしたので、県道側から現地の大体この辺りという所の山の風景を撮っております。

こちらに関しても、もう農用地区域は外となっており、利用権の設定は当然ございません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方で説明がございました。担当委員長さんの方で何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 30日のパトロールのときに皆と一緒に見せてもらいまして、〇〇さんも一緒に
に行きましたので見せてもらいました。もう大木になっておりましたので、これ
はもう畑では絶対いけませんので、事務局のおっしゃるとおりです。

議長 見てのとおりもう山で、農地としては認められないということですが、
この件について何か質疑・質問ありませんか。

(質疑等なし)

特にないようでしたら、承認を受けたいと思いますが。

非農地証明願の2番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願2番につきましても承認をされました。

それでは議案第2号、形状変更に関する届出の報告ということで2件出ておりま
す。

1件目より、事務局、説明をお願いします。

事務局 また資料の1ページをご覧ください。

議案第2号、形状変更届が2件、今回出てきております。

まず1件目、届出人、〇〇〇〇さん。

届出地が、黒潮町入野字岡ハナ2125番2、田63㎡。同じく、字岡ハナ2126番1、
田221㎡。同じく、入野字岡ハナ2128番、田155㎡。

理由としましては、田をかさ上げして畑として利用したいということです。

資料は12ページ以降をご覧ください。

12ページをご覧いただきました航空写真で今回の申請地を表しておりますが、場
所としましてはJAの大方支所の選果場の東側です。今現在バイパスが通っており、
ほぼ隣同士の部分になっております。旧国道56号線から大方郵便局を海側に町道が
通っており、それを行くと今のバイパスとぶつかる所の直前の所が、今回の申請地
となっております。

13ページが住宅地図です。大体、場所が分かるような形になっております。町道
と町道とのバイパスと、また交差する所の交差点付近の3筆部分です。

14ページが航空写真での拡大図です。

15ページは公図となっております。

16ページが現状の写真となっております。現状の写真を見ていただきまして、ち
よっと遠くから3筆全て入れているのでちょっと分かりにくいかもしれませんが、
今回、この形状変更が出てきた理由が、この3筆の〇〇〇〇さんの畑が形状変更を
届け出ることを知らなかったため、隣接の農地をお持ちの方の土が入ってきて、も
う形状変更の届け出る前に若干土をこの3筆の所へ入れて田んぼから畑へかさ上げ
したところ、ちょっと排水の関係上、雨が降ったら隣接の畑に水がたまるよとい
うことでちょっとご相談があり、事務局と、あとこちらの農業委員でエリアを担当し

ています〇〇さんと推進委員の〇〇さんで〇〇〇〇さんと隣接の農家さんと現場でお話しして、形状変更を出してくださいねということで7月に確か現地ではお話をさせていただいて、このたび書類が整いましたので〇〇〇〇さんから、ちょっと遅れましたけれども書類が来たというところです。

隣接の方の方につきましてはもう全て同意はいただいておりますので、あとはもう排水処理の方の気を付けていただければ問題はないと、事務局は考えております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明がございましたが、担当委員長さんの方で何か補足があればお願いします。

〇〇委員 一応3人で見に行きまして、事務局の説明のとおりです。

議長 今、事務局の説明したとおりということでございますが、この件について何か質疑・質問等あれば挙手をお願いします。
もう既にかさ上げしていると言いましたかね。

事務局 はい、連絡があった時点ではもう事前にバイパスの関係上残土が、出るということで、今回申請の〇〇〇〇さん自体は形状変更の届けを出さないといけないという事を知らなくて、一応もうバイパスの残土処理をして、自分の農地に入れていいよということで土を入れたところ、大雨が降ったりしたときにせき止めているような形になり、その潮流が周辺の農家さんの方から排水処理を何とかできないかというご相談と、あと形状変更を出してくださいという事務局が報告を受けましたので、委員さん、地権者さんと隣接のその方と現場でお話させていただいて、もう現地の方は完了しています。

議長 今、事務局が説明ありましたが、何かないですか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、形状変更届の1番につきまして承認を受けたいと思います。

この件につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

形状変更願の1番につきまして承認をされました。

続きまして、形状変更願2番、お願いします。

事務局 それでは、再び1ページをご覧ください。形状変更の2件目をご説明させていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町下田の口字ヨケ 2199 番 1、田 3,002 m²。

理由としましては、田をかき上げて畑として利用したいということとなっております。

資料は 17 ページ以降をご覧ください。

17 ページをご覧くださいと、位置図で今回の申請地を載せております。国道 56 号線のこちらから田の口小学校を過ぎまして直線があります。直線はほぼもう終わりかけの、その蛸瀬川の橋を渡る手前の所に左手に今回の申請地がございます。ちょうど県道の岡本大方線との突き当たりの所の位置になっております。国道と蛸瀬川との間にあります。住宅地図で見ると、より分かりやすいかと思えます。

19 ページをご覧ください。国道沿いに自販機がいっぱいある所で大体場所が分かると思いますが、その東側、田んぼの一带となっております。

20 ページ、21 ページが公図となっており、最後、22 ページが現況の写真でございます。大方の方向から四万十市方面へ向けての、東から西に向けての方角の写真となっております。

こちらに関しては、農用地区域にも入っておりません。利用権の設定に関しましては、今回、推進委員の〇〇さんが借りておりますので、事務局の方から利用権の解約の方の手続きをさせてもらうようにこの後説明をさせていただきます。

あと、特に事務局の方からは説明はありませんので、以上です。

議長 今、事務局の方から説明がございましたが、この件につきましては尾崎さんが、作っていたところでございますので、〇〇さんの方から何か説明があれば。

〇〇委員 6月か7月頃、この場で水路を田んぼになったということを話したと思いますが、その話を水路造らせてほしい言うて、全然話にならず。どうしようもないので埋めろるかということです。まだ利用権の設定は残っているでしょう。

事務局 はい、まだあと数年残っています。

〇〇委員 残っているが、奥で汲んでまではちょっと無理なので、もう田としては作れないからそれで埋めさせてほしいという要望です。

議長 今、〇〇さんの方から、もう水路というものがなくなると。田んぼに水が行いけないからなかなか田んぼとして作れないということでございますが、この件につきまして何か質疑・質問ありませんか。
かなり面積的にも広いところなので、もったいないような気もしますが。

〇〇委員 水さえあったら、とても作り良いところなのに。

議 長 水路は、今言いよった人の土地を通らないとできないところですか？

〇〇委員 いや、その人も作っているのは人の土地で、その地主が水路を造っていて、もうその人は、最近この水路は造ったものだ。図面にも載ってないと。その地主が亡くなっていて、その人が造ったのをつぶしたと。

この〇〇〇〇さんも、下を水路が通っていて、そののり面の所をもう家でふさいでしまっているから、草も生えないからもうぞろぞろ落ちてきていて、それで、床下に入っていけないといけませんが、床下にも入らせてくれないので、もうどうしようもないので、その現在つぶしたという水路ならそこにあるから、そうやって作っていて、私も3年ほどそこ掃除して作っていたけど、それで今年植えてから見たら、溝がなくなって、まあ、今年は何とか雨も降ったし何とか取れたが、もう一切水は来んから、これは無理でしょう。

議 長 〇〇さんもう水が来ないから返すと、そういうことですか。

〇〇委員 はい。

議 長 今、〇〇さんの方から、もう水が来ないので田としては作れないということでございました。何か、この件につきましてありませんか。何とか水が行ける方法はないかと自分では思いますが、自分が地権者でないので何ともそれは。

形状変更して畑として作るということですが、〇〇〇〇さんが作るのですか。

〇〇委員 いや、それ完全に畑になったら私も考えているところで、〇〇〇〇さんは作ることは難しい。

議 長 お互い、何か畑として利用すると。

〇〇委員 はい、ちょっとやりたいこともあるので、それは〇〇〇〇さんにも話はしているので、埋めてしまって、すぐ埋まってやったらできるかも分からないが、私も年なのでいつ倒れるか分からないし、もうそうなってきたら、カキヤクリでも植えられるかと。あそこはイノシシの心配もないので。

〇〇委員 今まで使いよった水路は、それは青線ではないのですか。

〇〇委員 ないです。

〇〇委員 個人の土地を水路として使っている。

〇〇委員 はい、その地主が溝を造っていたので。それで、去年も言われて、お前が水取るから、おれんとこの田んぼが干せんと。その干せんという自体がおかしいよね。時期が来たらもう川のイデを切っているので水は来ないので、自分が、クワ持って回らない人やから、コメは植えても水を切るということをしない人で、コンバインを煮え込ましたり、たまに、2年に1回ぐらいはレッカーで上げて、トラクター煮え込ましたりしてよ。もう全然話にならない。

じゃけん、今年もコメの収穫しようと思ったら4反は収穫できるのに排水してないから、コンバインが入らない。それで田ノ口の学校のところを4反ほど捨てている。

〇〇委員 青線やったらね、勝手にできない。

〇〇委員 水さえ張ったら、便利ええところなので私が作りたいです。

議 長 多分、元々の青線みたいなものは、今の〇〇〇〇さんの家の下を通っているのが元々の水路よね。

〇〇委員 そこはもう塞がってしまっ、そしてもう軒下に入らないといけなが、入るにも入れないようにしているので、どうしようもないね。

議 長 今の段階では、どうしても水路を造れというわけにもいなくて。

〇〇委員 それで今年、一回入って掃除しようかと言っていたが、もう入り口をふさいでしまっ、って何ともならない。

議 長 そういこととてございます。形状変更願につきて承認を受けたいと思ひます。この件につきて承認をされまます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

形状変更願の2番につきて承認をされまました。

続きて議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、別冊の議案第3号の資料をお手元に準備をお願いします。

ページを、表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。

それでは説明をさせていただきます。

整理番号1-49(大方-49)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間は令和元年9月1日から令和2年8月31日までの1年間となっております。

設定する土地に関しましては、入野字新明7420番、現状、田、面積が1,149㎡。

作物としましては、キュウリをおよびオクラとなっております。

利用権の種類に関しましては賃貸借の、反当たり20万円となっております。ちなみに、こちらは再設定となっております。

続きまして、1-50(大方1-50)、〇〇〇〇さん。引き続き1-51(大方1-51)、〇〇〇〇さん。引き続き1-52(大方1-52)、〇〇〇〇さん。同じく1-53(大方1-53)、〇〇〇〇さん。

以上、4名の貸付人の方々と、今回借受人が〇〇〇〇となっております。

4筆とも、設定機関に関しましては令和元年10月8日から令和11年10月7日までの10年間の設定となっております。

利用権の設定する土地に関しましては、上から順に、浮鞭ヤモウジ4164番、畑6,065㎡。続きまして、田野浦字家ノ前1794番1、畑619㎡。続きまして、田野浦字西間3325番、畑1,437㎡。最後に、田野浦字西間3416番、畑5,307㎡となっております。

この内容につきましては、作物は果樹となっております。反当たりは、〇〇〇〇となっております。

以上、この4筆が今度、上記4人の方々と〇〇〇〇との利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権の設定を予定しております。

最後に、1-54(佐賀1-1)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は、〇〇〇〇となっております。

設定機関に関しましては、令和元年10月8日から令和11年10月7日までの10年間の、今回3筆ございます。上から、荷稻字松の本285番、田2,066㎡。続きまして、荷稻字川口197番1、田407㎡。最後に、川奥字タブノナロ1049番、田1,086㎡。作物の方は水稻となっております。

利用権の種類に関しましては、〇〇〇〇となっております。

以上、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇とで利用権を設定後、その後、〇〇〇〇さんと利用権を設定する予定となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

この件につきまして、何か質疑・質問を受けたいと思います。何かあればお願いいたします。

〇〇委員 一番上の〇〇〇〇さんの分は、10a 当たりの借賃、〇〇〇〇になっていますよね。
普通よりはちょっと高いように思いますが、何かいきさつがあるのですか。

〇〇委員 この土地は、この間僕がおじから頂いて、それまで僕がおじに加地子（かじし）
を払ってしまして、それと、このハウスですけど、〇〇〇〇ぐらい掛けて僕が太
い鉄骨入れて補強していて、まだ 1 回も使ってなくて、それとどのぐらいもらっ
ているか、その周りの意見を聞いて。

〇〇委員 そしたら、土地だけじゃなくてハウスもセットでということですか。

事務局 先ほど酒井委員からおっしゃられたとおり昨年度も今回 1 年ごとの更新なので、
昨年度新規で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが結んだ内容も金額が同じです。

ただ、今回は〇〇委員が初めてなので、昨年度までの委員さんも言うており、利
用権の賃借が高いのではないかという意見が出てきてまして、その当時、〇〇〇
〇さんの前任の委員さんも説明していましたが、ハウスと土地と両方の賃借料と
なって、また周りの相場もそれぐらいやっばりお金が掛かるということで、その際、
すごく高い金額ではないよということは説明しています。

〇〇委員 いや、僕は土地だけかなと思ったので。

事務局 両方なので、割高に見えるかもしれませんが、相場でいくと適正な価格だど
うことです。以上です。

議 長 分かりましたかね。

ほかに何かありませんか。

（質疑等なし）

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

議案第 3 号につきましては承認をされました。

続きまして議案第 4 号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議という
ことで、事務局の方で説明をお願いします。

事務局 それでは議案最後になります。第 4 号、別冊の資料をお手元にご準備お願いし
ます。

認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議が、今回1件出てきております。表紙を見ていただきますと1件、〇〇〇〇さんの内容としましては被覆の更新費となっております。

資料を開まして3ページをご覧ください。いつもの表の様式ですが、真ん中の方から下を説明させていただきます。

今回借入申込金額が〇〇〇〇となっております。

元金償還額、1回目〇〇〇〇、2回目以降が〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法と時期につきましては年2回、5月31日と11月30日となっております。

この借入に関する事業計画につきましては、事業・種類につきまして被覆の更新、ポリですね。規模としましてはAPハウスの2棟分、11aと12a分。事業費が〇〇〇〇となっております。

下の段にいきます。

資金計画、所要資金としまして、先ほどの事業費〇〇〇〇となっております。

続きまして、ページが9ページに今回の被覆の見積書を載せさせていただいております。合計〇〇〇〇となっております。

内訳に関してはもう割愛させていただきます。

最後に、〇〇〇〇さんの今回の被覆の設置をする予定のハウスの方ですが、最後の16ページ。

航空写真を載せておりますがいつもの位置図で、土佐くろしお鉄道の浮鞭駅の海側、ほぼ下です。そこに2棟分ございます。赤く枠でくくっている所の中にハウスが2つ分建ってございます。今回そちらに被覆を張る予定となっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑・質問ありませんか。

〇〇委員 被覆、フィルムよね。これ4、5年くらいもつものか。最終期限が5年。

議 長 やっぱ5年くらいは、被害がない場合は持つと思います。まあ4、5年は大丈夫かなと、自分では思っています。うちらで大体5年くらいは使っています。

〇〇委員 普通のAPハウスは、ビニールやったら毎年張り替えしないといけないが、やっぱりハウスも多少丈夫じゃないかと。4、5年やろうか。

議 長 丈夫なハウスほどいいですけど、うちらは前にビニール張りよったハウスにそ

のままペットを置いてポリで張っていますが、まあそれでもポリの方が毎年張らんでも良いということで、だんだんもうポリになっています。

〇〇委員 毎年張るのもなかなか大変でしょうね。

議 長 うん、ビニール代だけではなくてその張る人数賃とか、そういうふうなのでなかなか負担になるので、最近はまだ P0 の方が多いですね。

そのペットを変えるわけじゃなくて、はぐという。まあビニールを替えるということになると、整備事業でちょっとは補助が出るよね。

事務局 今回、補助がありません。

議 長 何かありませんか

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第 4 号につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

挙手多数で、議案第 4 号承認をされました。

それでは (3) その他の討議・報告事項について。

いったん議案としてはここで記録を締めたいと思います。

(午後 2 時 40 分終了)